

## 鳥取県立布勢総合運動公園の障がい者スポーツ拠点整備に係る 基本計画策定等業務 仕様書

### 1 業務の名称

鳥取県障がい者スポーツ拠点整備に係る基本計画策定及び基本設計業務

### 2 委託期間

契約締結日から平成29年10月31日（火）まで

### 3 業務目的

本業務は、「鳥取県障がい者スポーツ拠点整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するとともに、県立布勢総合運動公園に設置する施設の基本設計を行うことを目的とする。

なお、基本計画は、鳥取県の障がい者スポーツ拠点として必要な機能及び施設（例：アリーナ、トレーニング室、多目的室、分析・測定室等を備えた施設を指し（以下「拠点施設等」と総称する。）、設計、建設工事の前段階として、各整備項目の基本的事項（拠点整備事業の概要、規模、構成、主な仕様、配置、敷地全体の面積及び位置、概算工事費等）を規定するとともに、既に設置済みの有識者検討会における意見集約及び、必要設備の内容等についても含むものとする。また、本計画は、障がい者利用に資する拠点施設等に関するものであるから、必要なバリアフリーはもとより、利用上の配慮がなされているものとする。

### 4 基礎情報（詳細は、別紙「布勢総合運動公園における障がい者スポーツの拠点整備に関する基本的な考え方」参照）

#### （1）障がい者スポーツの拠点整備のコンセプト

- ア 障がい者スポーツのきっかけづくり、スポーツ人口の拡大（始める・つづける）
  - ・身体、知的、精神等の種別、軽重の程度に応じた利用設備及び適切な指導員配置による指導体制を整備するとともに、必要なスポーツ用具等を整備。
- イ トップを目指すアスリートの支援
  - ・障がい者アスリートに対するトレーニング指導、動作分析の実施。
- ウ 障がい者スポーツへの親しみ、あこがれの醸成
  - ・大会、合宿の誘致を通じて障がい者スポーツを身近に感じ、トップ選手を間近に見ることができる環境の整備。

#### （2）コンセプトに基づく必要機能

区分	1 目的	2 機能・事業	3 設備	4 施設例	5 人員・体制	6 連携
ア 始める	入口支援・運動習慣化	各種スポーツ教室・体験（マット運動、風船バレーボール、車椅子バスケットニス、卓球、陸上競技等）	体験用スポーツ用具	アリーナ（冷暖房完備）、多目的室、相談室）	理学療法士、障がい者スポーツ指導員、介助員	公共体育施設、民間トレーニングジム等
つづける	健康づくり・競技スポーツへの入口支援	・競技団体練習会 ・マシントレーニング等	トレーニングマシン等	トレーニングルーム等	トレーナー等	同上

区分	1 目的	2 機能・事業	3 設備	4 施設例	5 人員・体制	6 連携
イ トップを目指す	スキルアップ	・メディカルチェック、分析 ・マシントレーニング指導	分析機器等	・トレーニングルーム ・測定・分析室 ・相談室 ・研修室	医師、看護師、栄養士、理学療法士、トレーナー等	病院・診療所、大学
ウ 親しみ、あこがれ	大会・合宿誘致	大会、合宿、選手と交流	バリアフリー化された客室等	バリアフリー化された宿泊施設	フロント、客室、調理、支配人	民間宿泊施設等

注)「6連携」の施設については、既存施設の改修等、必要な対応を今後検討予定。

### (3) 運用に関する全体構想

- ①県内の中心拠点となる施設を県立布勢総合運動公園内に設置。
- ②県外医療機関とも連携しながら医科学サポートを実施。
- ③東西に長い鳥取県の地勢を考慮し、県中部、西部地区においても機能充実を図り、地域に身近な場所での利用を可能にする。
- ④最も効果的な運用ができるよう、事業運営の主体を検討。



#### (4) 拠点施設等整備地

##### ① 県立布勢総合運動公園の概要

1 所在地	鳥取県鳥取市布勢146-1					
2 設置目的	広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設の役割を果たすことにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的としており、昭和60年「わとり国体」の主会場として整備し、その後、平成7年鳥取インターハイの主会場などとして利用されている。					
3 敷地面積	52.4ヘクタール					
4 開園	1984年(昭和59年)5月					
5 事業費	約154億円					
6 主な設備	陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、県民体育館、テニスコート、多目的広場、遊具広場、駐車場ほか ※県が都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の設置管理許可及び同法第6条の占有許可並びに行政財産使用許可等をしている部分を除く。					
7 利用者の推移	年度	H23	H24	H25	H26	H27
	人数(人)	1,089,006	1,154,020	1,090,369	1,101,924	1,182,661
8 管理	公益財団鳥取県体育協会による指定管理					

##### ② 公園内の整備カ所例



注)あくまで例示であり、設計コンセプト、動線、規模、地質、水道・電気その他物理的諸条件及び法令上の規制により、より適切な整備地を選定すること。

## 5 業務内容

### (1) 障がい者スポーツ拠点整備に係る基本計画の策定

鳥取県の障がい者スポーツ拠点整備に係る基本計画を策定する。基本計画は、全国の事例や専門的知見を反映すること。新設する施設については、その周辺環境の整備も併せたイメージを、規模、特色、工事価格等の異なる3案提示すること。

### (2) 拠点施設等の設置に関する整備地の必要な調査

関係法令の規制、施設建設のための諸条件、国土交通省等関係機関の所与の条件、整備環境等を踏まえた状況把握及び課題を整理するとともに必要な調査を行うこと。(拠点施設等は公有財産敷地における設置である。)

### (3) 検討会への参加

障がい者スポーツ拠点整備に係る有識者検討会に参加し、意見収集及び拠点施設等のイメージ・コンセプトに関する質疑応答に対応すること。(現在のところ、契約後1月後以降に2回ずつ開催予定であるが、回数、時期について、基本計画の作業状況により変更あり得る。)

### (4) 布勢総合運動公園内に設置する拠点施設等基本設計

(1) の3案のうち、委託者が指示する1案について基本設計を行うこと。

なお、本業務を進める上でより効率的かつ効果的な方法が提案された場合、又は委託者と受託者の協議により変更が必要と判断した場合は、当該業務内容に変更を加えることがある。

## 6 成果物

(1) 県立布勢運動公園障がい者スポーツ拠点整備基本計画報告書 (A4版を基本とし、図面は異なる判型でも可) 20部

(2) 基本設計図 (A3版) 5部

ア 敷地全体の面積及び位置図

イ 各整備項目の配置計画

ウ 各整備項目の配置計画図

エ 各整備項目の規模、構成、主な仕様等

オ 設計と条件一覧

カ 概算工事費内訳書、維持管理費

キ 工事スケジュール

ク その他委託者が必要と認める資料

(3) 完成予想図 (A3版を基本とするが、委託者がイメージしやすい手法による提示も可) 5部

(4) 上記の電子データ (DVD等の電子媒体) 1枚

(5) その他委託者が必要と認める資料

## 7 納入期限

- ・ 6 (1) 平成29年8月15日 (火)
- ・ 6 (2) ~ (4) 平成29年10月31日 (火)
- ・ 6 (5) 随時提出

※契約の段階において最終的な調整を行う。

## 8 予算額 (上限)

9,800千円 (上限) (消費税及び地方消費税を含む。)

※国土交通省が監修する建築設計・工事監理の業務報酬基準及び設計業務技術者単価を参考にして算定した額に、旅費等の必要経費を加味した額。

## **9 費用負担**

本業務に必要な資材、消耗品その他一切は、すべて受託者の負担とする。

## **10 受託者の責務**

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、業務の趣旨及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、誠心誠意行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次委託者と連絡・調整を行い、進捗報告を行うこととする。
- (3) 受託者は、本業務中に知り得た内容について、第三者に情報漏洩してはならない。

## **11 その他**

- (1) 本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。
- (2) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。